

院外処方における疑義照会の簡素化プロトコル（第2版）

1. 目的

形式的な疑義照会を無くすことで、保険薬局での待ち時間短縮及び、服薬指導、薬学的ケアの充実を図るとともに、処方医師、看護師等、医療スタッフの負担軽減を図る。

2. 運用

セントヒル病院と保険薬局において合意書を取り交わすことで、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとする。

修正内容はセントヒル病院薬剤部が受け、薬剤師による確認後、報告書に基づいて処方オーダーを修正する。

3. 以下の場合原則として疑義照会を不要とする

- ①成分が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方を除く）
- ②内服薬の剤形変更（外用薬の軟膏クリーム剤の剤形変更は不可）
- ③内服薬における別規格がある場合の処方規格の変更
- ④アドヒアランス等の理由による半錠、粉砕あるいは混合（無料で行う場合のみ）
- ⑤アドヒアランス不良、手先が不自由等の理由による一包化（無料で行う場合のみ）
- ⑥薬剤の安定性等の理由による、一包化から PTP への変更
- ⑦貼付剤や軟膏類の包装・規格変更（合計処方量が変わらない場合のみ）
- ⑧残薬による投与日数の調整
- ⑨その他、セントヒル病院、保険薬局間における合意事項

全てにおいて、患者に十分な説明（適性な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得たうえで変更すること。

抗悪性腫瘍薬、麻薬は、本プロトコルの対象外とし、必ず疑義照会すること。

- ①成分が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方を除く）

例：先発品 → 先発品 先発品 ↔ 後発品

②内服薬の剤形変更（外用薬の軟膏、クリーム剤の基剤の変更は不可）

例：錠剤・カプセル剤 ←→ 口腔内崩壊錠

散剤 ←→ 錠剤

※安定性、利便性向上のための変更に限る

適応症、用法・用量及び薬物動態が変わらない場合のみ

③内服薬における別規格がある場合の処方規格の変更

例) 5mg2錠 → 10mg1錠

1mg 2.5錠 → 1mg 2錠+0.5mg 1錠

※安定性、利便性向上のための変更に限る

④アドヒアランス等の理由による半錠、粉砕あるいは混合（無料で行う場合のみ）

※加算を算定する場合は、必ず疑義照会する

※安定性のデータに留意する

⑤アドヒアランス不良、手先が不自由等の理由による一包化（無料で行う場合のみ）

※加算を算定する場合は、必ず疑義照会する

※安定性のデータに留意する

⑥薬剤の安定性等の理由による、一包化から PTP への変更

※状況を判断し、服薬状況に影響しないようにする

⑥貼付剤や軟膏類の包装・規格変更（合計処方量が変わらない場合のみ）

例：軟膏（5g）2本 → 軟膏（10g）1本

湿布（7枚/袋）5袋 → 湿布（5枚/袋）7袋

⑦残薬による投与日数の調整

※加算を算定する場合は、必ず疑義照会する

※調整する際は、次回処方時の抜けを防止するために、1日分・1回分は残すようにする

⑧その他、セントヒル病院、保険薬局間における合意事項

4. 処方変更・調剤後の連絡

プロトコルに基づき処方変更した際は、変更報告書（保険薬局が定めている様式で可）
又は処方せんに変更の内容を記載し、FAXで報告してください。
後発品から後発品への変更は、報告不要です。

5. 問い合わせ

セントヒル病院薬剤部 0836-51-5111（内線：2341）

令和2年10月7日 第1版

令和6年11月14日 第2版